

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

2026 年 1 月版様式 W-9 の草案の公表

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 10 月 6 日号

2025 年 9 月 17 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service : 以下「IRS」) は、[様式 W-9](#) (「納税者番号及び宣誓の依頼書」) (IRS ウェブサイト (英語)) の改訂版 (2026 年 1 月版) の草案を公表した。通常、様式の草案には 60 日間のパブリックコメント期間が設けられる。なお、当該様式のインストラクション草案は、現時点ではまだ公開されていない。本ニュースレターでは、当該公表における改訂内容の概要をご案内する。

1. 主な変更点

(1) 新様式 W-9 における主な変更点

最新版の様式 W-9 では、Line 4、Part I 及び Part II について更新された。

更新/ 追加箇所	内容
Line 4	バックアップ源泉徴収が免除となる場合、その理由について該当する免除コードを記載する欄。今回の改訂で、新たに免除コード「14」が追加された。Notice 2025-33 に基づき、2026 年暦年までの間、デジタル資産取引においてバックアップ源泉徴収が免除される受益者は免除コード「14」を入力する。
Part I	個人事業主及びシングルメンバー LLC (オーナーとは別個の法人格とみなされない場合) に関する指示が追記され、個人事業主は自身の社会保障番号 (SSN) を、シングルメンバー LLC はオーナーの納税者番号 (TIN) を記載し、雇用者番号 (EIN) は記載すべきでないことが明確化された。
Part II	米国デジタル資産ブローカー ¹ の要件を満たし、財務省規則§1.6045-1(c)(3)(i)(B)(12)に基づく情報報告の免除を申請するチェックボックス「5」が追加された。複数のブローカーが関与するデジタル資産取引において、顧客のウォレット又は口座にデジタル資産の売却による総収益を入金しなかったブローカーが、他のブローカー (登録投資顧問業者を除く) から Part II 5 にチェックが入った様式 W-9 を取得することで、様式 1099-DA 報告が免除される。改訂前は、該当する米国デジタル資産ブローカーは、署名付きのステートメントを提出する対応が認められていたが、新たに追加されたチェックボックスにチェックすることで様式 W-9 上での免除申請が可能となる。

¹ 財務省規則§1.6045-1(g)(4)(i)(A)(1)に基づく米国デジタル資産ブローカー (US digital asset broker) であり、登録投資顧問業者 (registered investment adviser) に該当しない

2. 旧様式の有効期限

QI や FATCA 制度上、IRS 様式 W-8 や様式 W-9 等の源泉徴収証明書が更新された場合、更新日から 6 カ月間若しくは更新日の属する年の暦年末のいずれか遅い日まで、旧様式を使用することができます。今回の草案様式に記載のとおり改訂日が 2026 年 1 月となる場合は、2026 年 12 月 31 日までは旧様式を使用することが可能となる。

おわりに

今回の様式 W-9 改定案における変更点は主にデジタル資産取引に関与するブローカーにとって影響のある内容が主なものとなる。当該変更点について影響は、日本の金融機関にとっては限定的と考えられるが、個別の対応が必要な場合には、税務アドバイザーに相談されることが推奨される。最終版が公表された際には、ニュースレターでご案内を予定している。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、CARF 及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

このニュースレターで取り上げた QI、FATCA を含む国際税務コンプライアンスについて、デロイト トーマツ税理士法人主催の無料 Webinar を配信中です。以下のリンクからぜひお申し込みください。

[金融機関やファンド運用業者、暗号資産交換業者等を対象とした国際税務コンプライアンス Webinar ～令和 8 年 CARF 導入、CRS 改正他、国際税務コンプライアンスに係る重要トピック解説～](#)

配信期間：2025 年 7 月 1 日（火）～2026 年 1 月 9 日（金）17:00（日本時間）

申込締切：2026 年 1 月 9 日（金）12:00

過去のニュースレター
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohatsu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yutsuzaki@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301